

基本構想

第1章
まちづくりの目指す方向

第2章
熊本地震からの復旧・復興方針

第3章
施策分野別における基本方針

第1章 まちづくりの目指す方向

1 将来都市像

『 ちょうどいい！住みやすさを実感できる都市・宇城 』

2 目標人口

本市では、人口減少対策についてこれまで取り組んできたものの、歯止めがかかっていない現状で、2015（平成 27）年の国勢調査では 59,756 人と、ついに 60,000 人を下回りました。この人口も、2025（平成 37）年には、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると 55,459 人、2015（平成 27）年に策定した宇城市人口ビジョンによる推計では 54,750 人と試算されています。主な要因としては、若い世代が仕事を求めて市外へ転出していくことや、晩婚化の進展も相まって子どもの数が減少していることなどが考えられます。

このまま人口減少が続けば、雇用の減少や行政サービスの低下を引き起こすとともに、地域活動の担い手不足などへの悪影響によりさらに人口減少が加速するものと想定されます。そのため、計画終了時点で人口 55,000 人以上を維持できる持続可能なコンパクトシティ^{*}の形成により、市民一人ひとりにとって「ちょうどいい！住みやすさを実感できる都市（まち）」を目指します。

区分	2015(平成 27)年	2024(平成 36)年
総人口	59,756 人	55,000 人
0 歳～14 歳 （年少人口）	7,833 人（13.1%）	7,030 人（12.8%）
15 歳～64 歳 （生産人口）	33,129 人（55.5%）	27,940 人（50.8%）
65 歳以上 （老人人口）	18,738 人（31.4%）	20,030 人（36.4%）
世帯数(1世帯当たり人口)	21,432 世帯（2.8 人）	21,390 世帯（2.6 人）

3 就業人口推計

区分	2015(平成 27)年	2024(平成 36)年
第1次産業	4,643 人（16.2%）	4,630 人（16.3%）
第2次産業	6,315 人（22.1%）	6,420 人（22.7%）
第3次産業	17,682 人（61.7%）	17,280 人（61.0%）
合計	28,640 人（100.0%）	28,330 人（100.0%）

4 まちづくりの基本目標

将来都市像の実現に向けて、次の6つのまちづくり基本目標を掲げ取り組んでいきます。

「復興する」まちづくり

(生活基盤・社会基盤・産業基盤)

県の「平成28年熊本地震からの復旧・復興プラン」で掲げられた3原則「Ⅰ 被災された方々の痛みを最小化する」「Ⅱ 単に元あった姿に戻すだけでなく、創造的な復興を目指す」「Ⅲ 復旧・復興を熊本の更なる発展につなげる」にもとづき、国や県、被災した県内自治体と連携し早期の復旧・復興に向けたまちづくりを進めます。

【重点プロジェクト】

- ・ 復興住宅（災害公営住宅）建設による被災者の自立支援
- ・ 被災者の生活再建に向けた継続支援
- ・ 被災した事業者への継続的な再建支援
- ・ 豊川海岸、不知火海岸および鎧ヶ鼻ため池の堤防亀裂の完全修復
- ・ 道路、橋りょう、上下水道など、生活に関わる都市基盤の早期復旧
- ・ 自治公民館や地域コミュニティ施設などの身近な集会施設の早期復旧

「育てる」まちづくり

(学校教育・子育て支援)

本市の次代を担う子どもたちが、将来にわたって主体的かつ社会の変化に柔軟に対応していくための幅広い知識と教養を身につけ、豊かな人間性と健やかな身体を養い、たくましく成長できる教育環境と子育て支援が充実したまちづくりを進めます。

【重点プロジェクト】

- ・ 教育支援員の充実による教育体制の整備
- ・ 小中学校へのエアコン設置による教育環境の整備
- ・ 安全安心かつ効率的な運営に向けた給食センターの新設
- ・ 小中学校連携ならびに小中学校一貫教育の推進
- ・ 放課後児童の健全育成に向けた学童保育所などの充実
- ・ 被災した不知火小学校舎および松橋中学校体育館の新築
- ・ 公立保育施設への民間活力導入による官民協働の子育て支援環境の整備

「住み続ける」まちづくり

(生活環境・健康福祉・社会福祉)

全ての市民が、「ちょうどいい！住みやすさ」を実感できる医療や保健、福祉、介護をはじめとした各種行政サービスや生活環境の整備、そして災害対策の充実や防犯対策の向上を図ることで、将来にわたって安全で安心して住み続けられるまちづくりを進めます。

【重点プロジェクト】

- ・ 障がい福祉サービス支援の体制強化
- ・ 年代に応じた健康管理・食育の推進
- ・ 医療・介護連携による包括ケアシステムの実現
- ・ 医療扶助の適正化とジェネリック医薬品の推進
- ・ 子育て家庭における経済的負担軽減の充実
- ・ 生涯スポーツ・文化活動の推進による高齢者の生きがい支援
- ・ 廃棄物の減量化徹底とリサイクルの推進
- ・ 防災消防体制と組織連携の強化
- ・ 済生会みすみ病院の移転支援

「持続する」まちづくり

(産業経済・都市機能・行財政改革)

土地の有効活用による乱開発抑制や農地・緑地の保全や少子高齢化に対応するためのコンパクトシティ[※]の形成、また継続的な流入や移住者の迎え入れを可能にする産業基盤や都市機能の整備を図ることで持続していくまちづくりを進めます。

【重点プロジェクト】

- ・ 国営事業による農地の集積と農業基盤の整備
- ・ 不知火海湾奥の浅海化対策に向けた活動促進
- ・ 雇用機会の拡大に向けた企業誘致の促進
- ・ 空地・空き家の有効利用の促進
- ・ JR 松橋駅および小川駅周辺の整備計画・推進
- ・ 宇城氷川スマートIC[※]の利用促進
- ・ 国道3号および218号の4車線化実現に向けた活動促進
- ・ 熊本天草幹線高規格道路の早期事業化推進
- ・ 大野川リバーサイド整備による交通渋滞緩和と宅地化促進

「選ばれる」まちづくり

(観光物産・移住定住)

将来にわたって豊かで安心できる生活のためには持続的発展が不可欠であるため、交流人口や移住・定住者の増加、「ちょうどいい！」と実感できる環境や基盤の整備、そして、本市ブランドの確立と向上に向けた戦略的取り組みにより、さまざまな目的に選ばれるまちづくり進めます。

【重点プロジェクト】

- ・ 三角西港～東港エリアの総合的な観光拠点づくりと一体的なPR展開
- ・ 三角西港の世界文化遺産としてのブランド力の強化と情報発信・観光振興
- ・ 農林水産品のブランド化と販路の確立
- ・ 金杵温泉のブランド復活と観光拠点整備
- ・ 豊野小中一貫教育による充実した子育て環境のPRによる定住促進

「活躍する」まちづくり

(雇用・男女共同参画・交流・文化スポーツ)

さまざまな交流の機会や住民が主役となるまちづくり活動やコミュニティビジネス*など、市民が参画する機会の創出により、障がいのある人や定年を迎えた高齢者層、子育てが一段落した女性、若者など、まちづくりの担い手としての役割や仕事で活躍できるまちづくりを進めます。

【重点プロジェクト】

- ・ 障がいのある人への就労支援と自立支援の充実
- ・ 女性が輝ける社会に向けた男女共同参画の推進
- ・ スポーツ指導者育成による競技レベルの向上
- ・ ボランティアや市民・NPO活動の支援充実
- ・ 異年層を中心とした交流創出による参加型イベントの新設
- ・ 総合型地域スポーツクラブ*との連携による社会体育の充実

5 土地利用構想

(1) 土地利用の考え方

土地は、生活や産業活動などの共通基盤であり、多様な機能を有する市民の限りある貴重な資源です。そのため、利用に当たっては市域の均衡ある発展を目指し、長期的かつ総合的な展望に立ち、緑豊かな自然環境との調和を基本に、社会的、経済的、歴史的、文化的諸条件などに配慮する必要があります。また、環境の保全や公共の福祉に重点を置く一方、都市としての秩序ある自立性に向けて総合的な土地利用を合理的かつ有効に進めていく必要があります。

①共に支えあい安全で安心して暮らせる土地利用

日常生活に必要な公共施設、商業施設、医療施設、レクリエーション施設など、多くの人が利用する施設がより身近に利用でき、まち全体が市民一人ひとりにとって安全で安心して暮らせる生活空間としてまとまりを持つことが重要です。

②市民と行政が協働して進める魅力ある土地利用

地方分権の今、市民と行政が役割を分担しながら、協働して土地利用を進めていくことが重要であり、とりわけ、市民や地域が主体的に自らの地域をどのようにしていくかを考え、それぞれの特性や実情に応じた魅力あふれるまちを築いていくことが重要です。

③自然と共生するゆとりと潤いのある土地利用

豊かな自然、美しい景観を引き続き守り、育み、生かしていくとともに、その中で市民が安らぎ、健康で文化的な生活が確保できよう土地利用を進めていくことが重要です。

(2) 土地利用配置の基本方針

都市空間構成を基調としながら、都市的土地利用と自然的土地利用が共生できる調和のとれた土地利用形成を図るものとします。

①都市的土地利用

人口が集中する中心市街地やJR松橋駅、小川駅および三角駅周辺、高速道路インターチェンジ周辺については定住化や企業誘致などの拠点として計画的な環境整備を進めます。

②自然的土地利用

市街地の外周となる緑豊かな山林と、集落の周りに広がる田園により構成された自然環境に対し、引き続き保全を基本とした土地利用を図るものとします。

(3) 土地利用のエリアゾーニング

良好な環境を形成し機能的な都市活動の展開を図るために、適正な土地利用を誘導する必要があります。そこで「市街化を推進する都市的エリア」と「開発を抑制する自然的エリア」の2つにゾーニングして効果的な土地利用を促進します。

①市街化を推進する都市的エリア

ア 業務・商業核（中心商業・業務地区）

市役所、JR 各駅などの公共・交通機能を核に、計画的住宅街区や大規模店舗などが集積した、魅力ある中心地として計画・整備を進めます。地区整備に当たっては、単に施設の整備だけでなく、中心商業地区としての魅力を提供する観点から、快適性とともに回遊性を有する商業空間の形成を図るものとします。

イ 沿道商業地区

市街地との適正な機能分担・連携を図りながら、沿道サービス施設の整備・誘導を図るとともに、これらと住宅が共存する地区として、その環境整備を進めます。また、国道3号の整備に伴い、沿道土地利用の変化がみられますが、乱開発を防止し、市のイメージを発信できるような景観の形成を図るとともに、活気ある商業サービス業などの秩序ある立地を促す方向で整備されるよう推進します。

ウ 工業地区

今後の優良企業の受け皿として、工業適地指定などの活用で工業用地を供給するものとし、現工業地においては、施設周辺の整備および環境に配慮した整備を推進します。

エ 住宅地区

既成市街地およびその周辺は、主として良好な居住環境の維持・誘導と宅地供給を図るものとします。この中で、中層住宅や高齢者向け共同住宅などを一団として整備し、土地の高度利用と良質の新住宅地の供給を推進します。

オ 集落地区（田園居住地区）

市街地周辺の既存集落地を中心に、地域特性に配慮した生活環境の拡充を進めます。特に、コミュニティ施設や教育・子育て支援施設などの整備・充実を図り、地域住民の交流の場の確保や余暇需要に対応した整備を促進します。

②開発を抑制する自然的エリア

ア 農地

水田を中心に生産性の高い農業ゾーンを配置し、土地基盤の整備と農業生産性機能の高度化を図るとともに、農村景観の保全を推進します。

イ 山林

山林は、国土保全機能や景観確保の観点から、森林資源の適正な保全策を講じるものとします。また、保有する自然・歴史・文化などの諸資源を、保全と活用の両目的で一的な整備を行い、市民の有益な余暇空間として提供を図り、かつ市民の心的シンボルの自然環境保全ゾーンとして保全整備を図ります。

ウ 河川・水面

河川は、災害防止と安全性の確保および水資源の確保を図ります。また、整備に当たっては、防災面での河川改修をはじめ、地域の自然環境や水資源を損なわないように配慮するとともに、市民が水と親しめる空間の確保のため、積極的に親水的整備・多自然型整備などを進めます。

第2章 熊本地震からの復旧・復興方針

1 趣旨

2016（平成28）年4月14日から4月16日にかけて、本市では震度6強を含む突然の強い揺れに襲われ、被災した市民の生活は一変しました。震災で被害を受けた暮らしの再建と産業の再生を果たし、一日も早い震災からの復旧・復興を成し遂げることがこれからの中づくりにおいて最重要課題ととらえています。

そこで、「震災からの復旧・復興方針」として、まちづくりの最上位計画である総合計画の基本構想で掲げるものです。

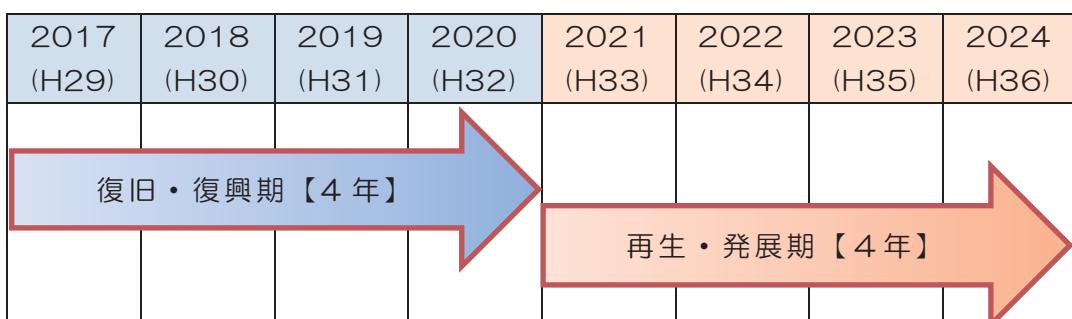
2 役割と期間

（1）役割

復旧・復興に向けた方針を市民に分かりやすく示すことにより、市民と目標を共有し、復興に向けた取り組みへの理解と協力を促進して、効率的かつ効果的に事業展開を進めます。

（2）期間

2017（平成29）年度から2024（平成36）年度までの8年間で、前期4年間を「インフラ」の復旧、応急仮設住宅の解消、住宅や都市基盤の再建・整備などを目指す「復旧・復興期」、後期4年間を復旧したインフラや生活・都市基盤を基に、地域の活力向上を目指す「再生・発展期」として設定して取り組みます。



3 位置づけ

熊本地震からの復旧・復興においては、第2次宇城市総合計画における最優先課題と位置づけて、基本構想に復旧・復興の方向性を示す「熊本地震からの復旧・復興方針」を、基本計画にはその方針を具体化するために「震災復興」を施策分野の一つと設定し、基本目標の一つに“「復興する」まちづくり”を掲げて目標年次に向けて取り組んでいきます。

4 推進体制

府内組織の推進体制を強化することで、情報共有を徹底し地域課題や市民ニーズへの柔軟な対応を図ります。また、市民やNPO^{*}、企業、議会などと意見交換できる仕組みづくりとして「震災復興宇城市民会議（仮称）」を創設、協働して「復興するまちづくり」を進めます。

事業の評価手法としては、PDCAサイクル^{*}を用いて、客観的に行います。また、評価においては担当部署のみならず、「震災復興宇城市民会議（仮称）」においても計画を評価（Check）し、市民ニーズや満足度を捉えて適切な評価結果をもとに改善（Act）につなげていきます。

また推進に当たっては次の方針に基づき進めています。

- ① 国・県の復興支援制度を活用した復旧・復興の推進
- ② 健全財政運営に基づく復旧・復興の推進
- ③ 市民参画による復旧・復興の推進
- ④ 主体別の役割に基づく復旧・復興の推進
- ⑤ 広域連携による復旧・復興の推進

5 現状と課題

本市においては、多くの住居などが被災し倒壊した建物も多数ありましたが、幸いにも建物倒壊が原因で死亡した人はいませんでした。これは、人命を最優先に、学校施設を含めた公共施設で耐震補強工事が実施されていたことや市民の防災意識の高さなどから、人的な被害が少なかったと考えられます。しかし、市内の多くの地域で、震度6弱の前震、震度6強の本震が襲い、一般の住宅などの建物や公共施設、特に学校施設や社会教育・社会体育施設、上下水道や道路などに甚大な被害を及ぼし、復旧には相当な時間と費用を必要としています。

さらに、合併した5町が基礎自治体としての必要性から整備した施設で、目的が重複する施設も複数存在していることから、公共施設の復旧に当たっては、今後の行政運営を効率的なものにしていくため、このような市政の課題解決も視野に入れながら、公共施設の統廃合を視野に入れた再構築を図っていく必要に迫られています。

このことから、公共施設、特に建物の復旧を進めるに当たっては、単に元通りに戻すというのではなく、それぞれの施設の利用状況や将来の見通し、他に代わる施設がないか、類似の施設と統合してはどうかなど、さまざまな面から検討する必要があります。

そして何よりも、一日も早い生活の再建を目指し、市民への支援や生活の基盤となる産業の振興、産業や保健、医療、福祉などの分野において、近隣市町などとの連携を基盤とした圏域の復旧・復興が求められています。

6 基本的な考え方

熊本地震からの早期復旧・復興に向けた取り組みを最優先に行い、本市が目指す将来都市像「ちょうどいい！住みやすさを実感できる都市(まち)・宇城」の実現に向けたまちづくりを進めていきます。

(1) 被災者生活の再建

住宅に被害を受けた市民への住宅再建支援や、生活再建の支援を行うほか、生活環境の再建を図ります。また、保健・医療・福祉の充実や、安心して暮らせる環境を整えます。

(2) 産業・経済の復興

産業の復興とさらなる振興を目指し、農林業施設の復旧や企業などの生産基盤の復旧に向け、ハードとソフト両面での対応を行います。また、併せて雇用の創出や確保を目指し対策を進めます。

(3) 公共土木施設・ライフラインの復旧

市民の利便性や安全性の確保のため、道路や河川などの公共土木施設について、国や県と連携を図りながら早期復旧を進めます。また、上下水道など、ライフラインの早期復旧に取り組みます。

(4) 教育環境の復旧

市内各地で震災により大きな被害を受けた学校施設や社会教育施設、社会体育施設の復旧を進めるとともに、施設配置の見直しや類似施設の統合による施設機能の充実を図り、本市教育環境の復旧と振興を図ります。

(5) 新たな安全で安心なまちづくり

今回の震災から得た教訓を踏まえ、防災体制の強化を図っていくとともに、安全安心なまちづくりを進めます。

(6) 近隣自治体および関係機関との連携

県の「平成28年熊本地震からの復旧・復興プラン」を踏まえ、国や県、近隣市町、各種団体と連携し、適切な役割分担のもとにそれぞれの総力を結集して圏域の復興とさらなる発展を目指します。

(7) 復旧・復興のための財源確保

現在、復旧・復興に当たっては進行中ですが、今後も継続して進めていくためには、地方交付税や災害復興交付金などの国による財源措置が不可欠です。このため、県や他市町村との連携を図りながら国に強く働きかけて財源の確保を図ります。

第3章 施策分野別における基本方針

1 震災復興

(1) 暮らし・生活の早期再建を目指します

- ・ 仮設住宅入居者などの恒久的な住まいの確保
- ・ 被災者の生活見守りと医療・福祉の経済的支援の充実
- ・ 地震対応の検証などによる防災計画や訓練などの見直しによる災害対応強化

(2) 社会基盤の早期整備を目指します

- ・ 被災した道路・河川・公園・上下水道などの公共土木施設整備
- ・ 復旧とともに今後を見据えた新たな教育関係施設整備
- ・ 防災拠点施設の整備や民間施設を含めた耐震化による災害に強いまちづくりの促進

(3) 地域産業の早期再生を目指します

- ・ 農地や農業施設などの生産施設の復旧や改修による農林水産業の再生支援
- ・ 被災した商工業の店舗・工場などの復旧による産業活動支援
- ・ 新しいコミュニティビジネスの展開支援による新産業創出

2 教育文化

(1) 充実した教育環境による児童生徒の育成を目指します

- ・ 確かな学力、健やかな体、豊かな心を育む教育の充実
- ・ 安心して学校教育を受けられる環境整備の促進
- ・ 安全な学校給食の提供、食育の推進および地産地消の推進

(2) 人権の尊重による男女共同参画社会の形成を目指します

- ・ 基本的人権の尊重と差別意識の解消に向けた教育強化
- ・ 啓発イベントなどを活用した男女共同参画社会の推進

(3) 後世に残す芸術文化、伝統芸能、文化財の保存と活用を目指します

- ・ 文化活動の推進と伝統文化の継承および文化施設の活用促進
- ・ 文化財および世界文化遺産の保存・活用の拡充

(4) 社会教育、スポーツのさらなる推進を目指します

- ・ 市民一人ひとりの生涯を通じた生きがいづくりの充実
- ・ スポーツを通じ、心身ともに健康で暮らせるまちづくりの推進

3 生活環境

(1) 安全で安心して生活できる環境づくりを目指します

- ・ 消防団を中心とした地域消防の充実
- ・ 災害被害の最小限化に向けた防災意識・危機管理意識の高揚
- ・ 災害に強いまちづくりの促進
- ・ 交通安全施設の整備や交通安全活動の促進
- ・ 防犯施設の整備や防犯意識の高揚
- ・ 消費者問題の未然防止に向けた相談体制の充実と啓発活動の拡充

(2) きれいで住みやすい環境づくりを目指します

- ・ ごみの減量化とリサイクルの推進
- ・ ごみのない美しいまちづくりに向けた不法投棄の防止強化
- ・ 環境負荷の少ない処理施設建設の推進
- ・ 豊かな自然が残る水辺環境の保全
- ・ 恵まれた自然環境の保全に向けた環境学習機会の創出
- ・ 爽やかな澄んだ大気や清らかな水環境の保全

4 健康福祉

(1) 共に支え合う福祉社会の実現を目指します

- ・ 「自助・互助・共助・公助」の視点に立った地域福祉の充実
- ・ 妊産婦と子どもと子育て家庭の総合的な支援の充実
- ・ 障がいへの理解と障がい福祉サービスの充実
- ・ 高齢者の生きがい対策と高齢者福祉の充実

(2) 健康で安心して暮らせるまちづくりを目指します

- ・ 健康づくりの推進による病気の重症化や要介護状態の予防
- ・ 地域医療と救急医療体制の充実

(3) 自立を支える社会保障制度の適正化を目指します

- ・ 介護保険事業の適正運営と介護予防の推進
- ・ 国民健康保険事業などの適正運営と疾病予防の推進
- ・ 生活保護などの適正実施と生活援護・自立支援の強化

5 産業経済

(1) 農業の基盤強化を目指します

- ・ 経営感覚に優れた農業の担い手の育成強化と営農継続の支援拡大
- ・ 農地の大区画化や排水改良などによる農地集積の促進
- ・ 高収益な作物・栽培体系への転換推進と安全安心な農産物の生産強化・販路拡大
- ・ 鳥獣被害防止に向けた取り組み支援

(2) 森林機能の保全を目指します

- ・ 森林の水源涵養機能の維持と適切な管理
- ・ 山地災害防止機能の維持と強化

(3) 水産業の振興を目指します

- ・ 「つくり育てる」漁業の振興と良好な漁場環境の整備
- ・ 新しい魚介類の育成とブランド化による販路拡大

(4) 商工業の経営基盤の確立を目指します

- ・ 魅力ある商店街の整備・活動の支援と空き店舗を利用した取り組みの強化
- ・ 起業や成長が見込める産業分野への取り組み支援
- ・ 観光施設の充実や特産品開発の推進およびDMO^{*}による稼げる観光業の確立

6 都市基盤

(1) 安心して暮らせる都市基盤を目指します

- ・ 災害時においても飲料水の安定供給が可能な水道施設の整備
- ・ 上水道事業と簡易水道事業を統合した水道事業の安定化
- ・ 汚水処理の促進と公衆衛生確保および公共用水域の水質保全

(2) 安全で快適な道路環境を目指します

- ・ 幹線道路を結ぶ道路網整備による市街地の渋滞緩和
- ・ 交通安全性に配慮した生活道路の整備
- ・ 老朽化した道路や橋りょうの災害対策強化

(3) ずっと住みつけたい都市環境を目指します

- ・ 景観保全に配慮し生活機能を集約したコンパクトなまちづくりの推進
- ・ 誰もが利用しやすい災害拠点機能を備えた公園の整備
- ・ 地域公共交通網の再編成と交通機関の結節点の整備

7 地域経営

(1) 市民と共に考え、共に行動する経営を目指します

- ・ 市民に分かりやすい経営の徹底
- ・ 市民の経営に対する意識の高揚
- ・ 市民と行政の信頼関係の強化
- ・ 市民が参加・協働しやすい環境の整備

(2) 「あしたの宇城市」を実現する経営を目指します

- ・ PDCAサイクル^{*}を基本とする経営の推進
- ・ 地域のニーズに対応したきめ細かな対応強化
- ・ 広域連携による行政サービスの効率化

(3) 無駄のない効率的な経営を目指します

- ・ 持続可能で健全な財政の運営
- ・ 効率的な組織体制と行政改革の推進

8 地方創生

(1) 「稼ぐ力」を高め、良質な雇用の創出を目指します

- ・ 付加価値向上や販路拡大に向けた金融機関などとの連携強化
- ・ 農業関係者などと連携し稼ぐ農業の推進と担い手確保の促進
- ・ 金融機関などと連携し創業支援による稼ぐビジネスの創出

(2) 「稼ぐ力」を高める人の流れの創出と繋がりの拡大を目指します

- ・ 観光地域づくりによる稼げる観光の推進
- ・ 稼げる人材にターゲットを絞った戦略的な移住促進
- ・ UIJターン^{*}や企業誘致などの促進に向けた地元出身者との関係強化
- ・ 地域の核となる市内高校の活性化と市内就職の促進による若年層の流出抑制

(3) 「稼ぐ力」を高めるための競争力強化と地域システムの構築を目指します

- ・ 住宅会社や金融機関などと連携した宅地開発による子育て世代の流入拡大
- ・ 民間の保育所や事業所などと連携した「子育てをしたい町」のPR強化
- ・ 地域ごとの担い手育成や公共交通・買い物支援などの対策強化